議案第61号

つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和２年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「つくば市いじめ問題専門委員会」を「つくば市児童生徒に関する重大事態等専門委員会」に改める。

第１条中「、必要な事項」を「必要な事項等」に改める。

第３章の章名を次のように改める。

第３章　つくば市児童生徒に関する重大事態等専門委員会

第６条中「つくば市いじめ問題専門委員会」を「つくば市児童生徒に関する重大事態等専門委員会」に改める。

第７条中「の調査」の次に「及び児童生徒の自殺が起きたときの背景に係る詳細な調査」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に従前のつくば市いじめ問題専門委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のつくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下「新条例」という。）第８条第２項の規定により、つくば市児童生徒に関する重大事態等専門委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第９条第１項の規定にかかわらず、同日における従前のつくば市いじめ問題専門委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この条例の施行の際現に従前のつくば市いじめ問題専門委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例の施行の日に、新条例第11条第１項の規定により、つくば市児童生徒に関する重大事態等専門委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

（つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題専門委員会の委員の項中「いじめ問題専門委員会」を「児童生徒に関する重大事態等専門委員会」に改める。

（提案理由）

文部科学省の指針が改訂されたことに伴い、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査における詳細調査を実施するための体制を整備する必要が生じたことからこの条例案を提出するものである。

議案第61号資料

つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和２年つくば市条例第14号）新旧対照表

改正後	改正前
目次 第１章・第２章　（略） 第３章　つくば市児童生徒に関する重大事態等専門委員会（第６条―第14条） 第４章・第５章　（略） 附則	目次 第１章・第２章　（略） 第３章　つくば市いじめ問題専門委員会（第６条―第14条） 第４章・第５章　（略） 附則
（趣旨） 第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づきつくば市が設置するつくば市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項等を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づきつくば市が設置するつくば市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。
第２条―第５条　（略） 第３章　つくば市児童生徒に関する重大事態等専門委員会	第２条―第５条　（略） 第３章　つくば市いじめ問題専門委員会
（設置） 第６条　教育委員会に、法第14条第３項の規定に基づき、つくば市児童生徒に関する重大事態等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。	（設置） 第６条　教育委員会に、法第14条第３項の規定に基づき、つくば市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
（所掌事務） 第７条　専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第１条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申するとともに、教育委員会の求めに応じて、法第28条第１項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び児童生徒の自殺が起きたときの背景に係る詳細な調査を行う。	（所掌事務） 第７条　専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第１条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申するとともに、教育委員会の求めに応じて、法第28条第１項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
第８条　（以下略）	第８条　（以下略）

議案第61号資料

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

（附則第４項関係）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>本則・附則　（略）
別表（第２条、第４条関係）
<table><tr><th colspan="2">職</th><th>報酬</th><th>相当する職</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>児童生徒に関する重大事態等専門委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>の委員</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>備考　（略）</td><td>本則・附則　（略）
別表（第２条、第４条関係）
<table><tr><th colspan="2">職</th><th>報酬</th><th>相当する職</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>いじめ問題専門委員会</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>の委員</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>備考　（略）</td></tr>
</table>

議案第 61 号

つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市教育局学び推進課

○　制定・改廃の経緯及び内容

文部科学省の指針に基づき、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査における詳細調査を実施するための体制を整備する必要が生じたことから条例の一部を改正し、いじめ問題専門委員の所掌事務とするとともに、その委員会の名称を変更するもの

○　他自治体の状況等

神奈川県横浜市、宮城県石巻市等が同様にいじめ問題対策に係る専門委員会の所掌事務としている。

○　上位計画又は関連計画等

・児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和 7 年 12 月改訂）

○　根拠法令及び関係法令等

特になし。

○　条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査における詳細調査を実施する事例が生じた際に、迅速に対応することができる体制を整えることができる。